

改正

平成18年12月20日条例第51号

平成23年3月22日条例第6号

平成24年3月26日条例第13号

調布市立図書館条例

調布市立図書館条例（平成7年調布市条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の学習及び多様な文化活動に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により、調布市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館は、本館及び分館をもって構成するものとし、その名称及び位置は、次の表に定めるところによる。

区分	名称	位置
本館	調布市立中央図書館	調布市小島町2丁目33番地1
分館	調布市立図書館国領分館	調布市国領町3丁目12番地1
	調布市立図書館深大寺分館	調布市深大寺北町5丁目17番地3
	調布市立図書館神代分館	調布市西つつじヶ丘1丁目40番地5
	調布市立図書館宮の下分館	調布市上石原3丁目34番地10
	調布市立図書館緑ヶ丘分館	調布市緑ヶ丘2丁目25番地
	調布市立図書館富士見分館	調布市富士見町2丁目3番地26
	調布市立図書館若葉分館	調布市若葉町3丁目16番地13
	調布市立図書館染地分館	調布市染地3丁目3番地1
	調布市立図書館佐須分館	調布市佐須町4丁目42番地2
	調布市立図書館調和分館	調布市西つつじヶ丘4丁目22番地6

（管理）

第3条 図書館は、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

（事業）

第4条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、電子資料、郷土資料、行政資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、利用に供すること。
- (2) 読書案内、読書相談その他図書館資料を利用するための相談に関する事。
- (3) 図書の展示、講演会等の読書啓発に関する事。
- (4) 市民の読書会、文庫活動等の読書活動の援助及び育成に関する事。
- (5) 学校、公民館、博物館等との連携及び協力に関する事。
- (6) 他の図書館との相互協力に関する事。
- (7) 集会室等の利用に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業
(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 本館 次に掲げる日
 - ア 1月1日から同月3日まで
 - イ 12月29日から同月31日まで
 - ウ 毎月第4月曜日及びその翌日。ただし、そのいずれかの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、次に掲げる日のいずれかの日とする。
 - (ア) 第3月曜日及びその翌日（いずれの日も休日に当たらないときに限る。）
 - (イ) 第5月曜日及びその翌日（いずれの日も休日に当たらず、かつ、(ア)の規定により休館することがないときに限る。）
 - (ウ) 第4月曜日後においてその日に最も近い休日でない連続した日（(ア)及び(イ)の規定により休館することがないときに限る。）
- (2) 分館 次に掲げる日
 - ア 月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
 - イ 1月1日から同月3日まで
 - ウ 12月29日から同月31日まで

エ 毎月第4月曜日の翌日。ただし、その日が休日に当たるとき、又はアただし書の規定に該当するときは、次に掲げる日のいずれかの日とする。

(ア) 第3月曜日の翌日（その日が休日及びアただし書の規定による休館日に当たらないときに限る。）

(イ) 第5月曜日の翌日（その日が休日及びアただし書の規定による休館日に当たらず、かつ、(ア)の規定により休館することがないときに限る。）

(ウ) 第4月曜日の翌日後においてその日に最も近い休日及びアただし書の規定による休館日でない日（(ア)及び(イ)の規定により休館することがないときに限る。）

(開館時間等)

第6条 図書館（集会室等を除く。）の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 本館 午前9時から午後8時30分まで

(2) 分館 午前9時から午後5時（4月から9月までの水曜日及び金曜日は午後6時）まで

2 集会室等の利用時間については、調布市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

(利用等)

第7条 図書館（集会室等を除く。）を利用することができるものは、図書館資料の閲覧をし、又は貸出しを受けようとするものとする。

2 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、貸出登録をしなければならない。

3 集会室等を利用することができるものは、委員会規則で定める。

(利用の制限)

第8条 委員会は、前条の規定により図書館を利用するものが、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を制限し、若しくは禁止し、又は退館させることができる。

(1) 所定の場所以外に貸出手続をしていない図書館資料を持ち出したとき。

(2) 図書館内において静粛を乱し、又は他人に迷惑をかけたとき。

(3) 図書館内で喫煙し、又は飲食したとき。

(4) 施設、附帯設備、図書館資料等を損傷するおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めたとき。

(調布市立図書館協議会)

第9条 市民参加による図書館運営を図るため、法第14条の規定により、調布市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱する委員（以下この条において「委員」という。）15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。